

第3次荒尾市障がい者計画（素案）及び第5期荒尾市障がい福祉計画（素案）の概要

（1）第3次荒尾市障がい者計画（素案）

「第3次荒尾市障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画です。2018（平成30）年度を初年度とした2023年度までの6か年計画です。

1）基本理念

障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり

市民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず等しく基本的人権を有する個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2）基本的方向

基本理念に基づき、8つの事項を計画の基本的方向として位置づけています。基本的方向ごとに施策及び成果目標を定め、各種施策を推進します。

①	障がいがないを理由とする差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
②	広報啓発の推進
③	福祉サービスの充実
④	保育・教育の充実
⑤	保健・医療の充実
⑥	雇用・就業、経済的自立の支援
⑦	生活環境の整備
⑧	防災・防犯対策の推進

本計画では、新たに①差別の解消、権利擁護及び虐待防止及び、⑧防災・防犯対策を基本的方向に追加しています。

基本理念を推進するため、障がいに関する理解の促進や障がい者への差別の解消に重点的に取り組んでいきます。

（2）第5期荒尾市障がい福祉計画（素案）

「第5期荒尾市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定する計画で、2018（平成30）年度を初年度とした2020年度までの3か年計画です。

国の基本方針に基づく成果目標や障がい福祉サービスの見込量等を定めるものです。